

東松島市について

○東日本大震災により、住宅や産業基盤施設が流失するなど壊滅的な被害を受けましたが、皆さまからの心温まるご支援と強い絆を心の支えとしながら、一日も早い復旧・復興に向け、集団移転地の整備や産業の基盤再生等を進めてきました。また、持続可能な地域経済・社会を築く観点から、国の「環境未来都市構想」の選定を受け、再生可能エネルギーを活用した先導的な防災対策等に取り組んできました。さらに、平成30年6月15日には、国の「SDGs未来都市」の選定を受け、引き続き持続可能な社会の実現を目指します。

○さらに、平成28年度からは、「東松島市人口ビジョン・総合戦略」に基づき、産業振興や地域コミュニティ・子育て支援体制の強化など「まち・ひと・しごとの創生」に取り組んでおります。



「経」メカノロー」環境未来都市構想の推進



環境教育を学ぶ拠点「パノラーハウス」



豊かな海からの恵み「牡蠣」「海苔」



「世界で最も美しい湾クラブ」に日本初の加盟を果たした松島湾。その中でも特に美しいとされるのが、松島四大観「牡蠣」と称される大高森頂上からの眺めです。

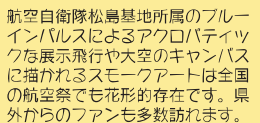
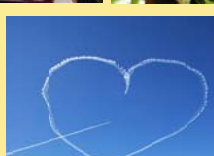


奥松島遊覧船では、心地よい潮風を感じながら、地元船長によるユニークな案内のもと「日本三大溪・嵯峨溪」を間近で観ることが出来ます。

東日本大震災後、市内で最初に運営を再開した月浜海水浴場。比較的波が穏やかなため、小さなお子様連れのご家族に人気のビーチです。周辺には、料理自慢の民宿もあり、奥松島の豊かな自然が育んだ新鮮な海の幸を堪能することができます。可憐に咲き誇る季節毎の花々や奥松島の美しい景観を愛でながらの散歩もおおすすめです。



現役漁師が教える伝統の漁業体験やシーカヤック体験など、奥松島の大自然を存分に楽しめるプログラムが盛りだくさん。海辺の自然を通して収穫の喜びや感性を育てます。



国史跡「里浜貝塚」から出土した縄文土器や石器などを展示する奥松島縄文村歴史資料館では、自然と共生した縄文人の知恵と文化を知ることができます。

《企業の皆さまからの温かいご支援を心よりお待ちしております！》

＜お問い合わせ先＞ 東松島市地方創生・SDGs推進室

住 所：〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1 Email: chiso@city.higashimatsushima.miyagi.jp
TEL: 0225-82-1111(内線 1239、1225、1266) / FAX: 0225-82-8143

子ども・子育て応援プロジェクト



地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)

宮城県  東松島市

～ 企業の皆さまへ ～

東松島市では、子育て世代が安心して子どもを育て、子どもが成長していける環境づくりに向け、子育て支援施設において、絵本・遊具の補充や交流スペースの整備、育児講座の実施等により、子ども・子育て世代が利用しやすく、コミュニケーションを取れる空間としての環境整備を、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用により進めてまいります。企業の皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

東松島市長 渥美 巖

地方創生プロジェクト（寄附を募集する事業）について

- 東松島市子育て支援施設については、備品の不足や老朽化等の問題が生じており、また、震災の影響により子どもたちが遊ぶ拠点が失われたこともあることから、安全・安心な遊び場を確保し、親子・子育て世代同士がコミュニケーションを取れる空間の整備が喫緊の課題となっています。
- 本プロジェクトでは、東松島市の子育て支援施設において、遊具等の補充に加え、育児講座等の実施により、子育て世代が利用しやすく、親子がコミュニケーションを取れる空間としての環境整備を進めるとともに、こうした取組を各種子育て支援策と併せ情報発信することにより、「本市で子育てがしたい」という世帯の転入を促進させます。
- 平成 28 年度においては、遊具や絵本をはじめとする備品の整備を実施しました。
- 平成 29 年度においては、遊具や東屋をはじめとする備品の整備を実施しました。
- また、ホームページをリニューアルし、子育てに関する情報等を容易に閲覧できるようにしました。
- 平成30年度においては、遊具等の備品の整備及び民生委員児童委員や主任児童委員を対象とした子育て支援施策の好事例と実践的な取組手法の研修会等を実施しました。



令和元年度の実施事業

- 親子のふれあいの醸成や親同士、子同士の交流の場となる地域の交流拠点を目指し、子育てしやすい環境の整備を行います。また、ホームページ等を活用し、子育てに関連する情報を発信していきます。さらに、子育て支援に必要なマンパワーの確保に向け、講座等を開催し人材育成を図ります。

令和元年度事業費：50 万円
 （計画期間（平成 28 年度～令和元年度）合計：650 万円）



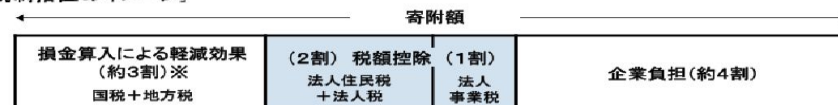
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

- 地方創生の推進にあたっては、それぞれの地域が自らの創意工夫により、その地域にしかない資源を核として、地域が自立していくための取組を実施する必要があります。
- こうした取組を加速させる観点から、地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し、企業の皆さまが寄附を行った場合に、税額控除がなされる制度「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」が創設されました。

【税額控除の内容】

- 国が認定した地方創生のプロジェクトに対して寄附を行った場合、寄附額の 3 割に相当する額の税額控除の特例措置がなされます。
- 現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約 3 割）と合わせて、寄附額の約 6 割に相当する額が軽減されます。

【税制措置のイメージ】



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果がある。

（出典）内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き」

【寄附の条件等】

- 寄附額の下限額は、10 万円となります。（上限額はありません。）
- 本社（税法上の主たる事業所又は事務所）が東松島市にない法人様が対象となります。